

○金属くず回収業に関する条例

昭和32年1月11日

北海道条例第4号

改正 平成4年3月31日条例第62号、平成7年7月21日第19号、10月17日第36号、平成12年3月29日第87号、平成16年3月31日第14号、平成18年3月31日第4号、平成21年3月31日第15号、平成29年3月31日第37号、令和元年10月16日第23号

金属くず回収業に関する条例をここに公布する。

金属くず回収業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、金属くず回収業の規制に関し必要な事項を定めることにより、金属類に関する盗犯を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「金属くず」とは、次の各号のいずれにも該当しない金属類をいう。

- (1) その製造目的に従い、売買され、交換され、加工され、又は使用されるもの
- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物
- 2 この条例において「金属くず回収業」とは、金属くずを買い、若しくは交換し、又は委託を受けて買い、若しくは交換する営業であつて、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。
- 3 この条例において「金属くず回収業者」とは、次条の許可を受けて金属くず回収業を営む者をいう。

(金属くず回収業の許可)

第3条 金属くず回収業を営もうとする者は、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は第23条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 住居の定まらない者
- (4) 第19条の規定によりその金属くず回収業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (5) 第19条の規定による許可の取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その金属くず回収業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず回収業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第10号のいずれにも該当しない場合を

除くものとする。

- (9) 営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。第11条を除き、以下同じ。）ごとに第12条第1項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- (10) 法人で、その役員のうち第1号から第7号までのいずれかに該当する者があるもの（許可の手續及び許可証）

第5条 第3条の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は居所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の名、住所及び生年月日）
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 第12条第1項の管理者の氏名、住所及び生年月日
- (4) 行商をしようとする者であるかどうかの別

2 公安委員会は、第3条の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第3条の許可をしないときは、理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の取消し）

第6条 公安委員会は、第3条の許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
- (2) 第4条各号（第9号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。
- (3) 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- (4) 3月以上所在不明であること。

（変更の届出）

第7条 金属くず回収業者は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会に、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を、変更があつた日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

（許可証の返納等）

第8条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、10日以内に当該許可証（第3号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) その金属くず回収業を廃止したとき。
- (2) 第3条の許可が取り消されたとき。
- (3) 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第1号の規定による許可証の返納があつたときは、第3条の許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、当該死亡した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

4 許可証の交付を受けた法人が合併以外の理由により解散し、又は合併により消滅したときは、合併以外の理由による解散の場合にあつては清算人又は破産管財人が、合併の場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が、当該法人が解散し、又は消滅した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第9条 金属くず回収業者は、自己の名義をもって、他人にその金属くず回収業を営ませてはならない。

(行商従事者証の携帯等)

第10条 金属くず回収業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定める様式 of 行商従事者証を携帯していなければならない。

- 2 金属くず回収業者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、当該代理人等に、前項の行商従事者証を携帯させなければならない。
- 3 金属くず回収業者又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から第1項の行商従事者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示)

第11条 金属くず回収業者は、営業所を設ける場合にあっては、当該営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式 of 標識を掲示しなければならない。

(管理者)

第12条 金属くず回収業者は、営業所ごとに、当該営業所に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者1人を選任しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。
 - (1) 未成年者
 - (2) 第4条第1号から第6号までのいずれかに該当する者
 - (3) 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

(確認等及び申告)

第13条 金属くず回収業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 相手方の住所、氏名及び年齢を確認すること。
- (2) 相手方からその住所、氏名及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合は、同項に規定する措置をとることを要しない。
- 3 金属くず回収業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、その旨を直ちに警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第14条 金属くず回収業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下この条、第17条第1項及び第24条第8号において「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この条、次条第4項及び第24条第4号において同じ。）により記録をしておかななければならない。ただし、前条第2項に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 金属くずの品目及び数量
- (3) 金属くずの特徴
- (4) 相手方の住所、氏名及び年齢
- (5) 前条第1項の規定によりとった措置の区分
- 2 金属くず回収業者は、帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は前項

の規定による電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

- 3 金属くず回収業者は、帳簿等又は第1項の規定による電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第15条 警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、必要があると認めるときは、金属くず回収業者に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物(次条から第19条までにおいて「盗品等」という。)の品触れを書面により発することができる。

- 2 金属くず回収業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。
- 3 警察本部長等は、第1項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ金属くず回収業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公安委員会規則で定めるものにより発することができる。
- 4 金属くず回収業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から6月間保存しなければならない。
- 5 金属くず回収業者は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき、又は第2項若しくは前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。
- 6 第1項の品触れについては、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第4条の規定は、適用しない。

(差止め)

第16条 金属くず回収業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該金属くず回収業者に対し30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

(立入り及び調査)

第17条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、金属くず回収業の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等(第14条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第24条第8号において同じ。)を検査し、関係者に質問することができる。

- 2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。
- 3 警察本部長等は、必要があると認めるときは、金属くず回収業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる。

(指示)

第18条 公安委員会は、金属くず回収業者又はその代理人等が、この条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、又はその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず回収業者に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第19条 公安委員会は、金属くず回収業者若しくはその代理人等がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し若しくはその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金属くず回収業者がこの条例に基づく処分(前条の規定によ

る指示を含む。)に違反したときは、当該金属くず回収業者に対し、その金属くず回収業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その金属くず回収業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第20条 公安委員会は、前条の規定により金属くず回収業の停止を命じようとするときは、北海道行政手続条例(平成7年北海道条例第19号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、北海道行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(手数料)

第21条 第3条の許可又は第5条第4項の再交付若しくは第7条第2項の書換えを受けようとする者は、次に掲げる手数料を納めなければならない。

(1) 金属くず回収業許可申請手数料 1件につき1万2,800円

(2) 金属くず回収業許可証再交付手数料 1件につき1,300円

(3) 金属くず回収業許可証書換え手数料 1件につき1,500円

2 前項に規定する手数料は、当該許可の申請の際又は許可証の再交付若しくは書換えを受ける際に、北海道収入証紙で納めなければならない。

(権限の委任)

第22条 公安委員会は、公安委員会規則で、この条例の規定により公安委員会の権限に属する事務の一部を方面公安委員会に行わせることができる。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反して許可を受けないで金属くず回収業を営んだ者

(2) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けた者

(3) 第9条の規定に違反した者

(4) 第19条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(2) 第7条第1項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第13条第1項、第14条第2項又は第15条第4項若しくは第5項の規定に違反した者

(4) 第14条第1項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

(5) 第14条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第15条第2項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者

(7) 第16条の規定による警察本部長等の命令に違反した者

(8) 第17条第1項の規定による立入り又は金属くず若しくは帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(9) 第17条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和32年2月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に金属くずの回収を業としている者は、この条例の相当規定による許可を受け、又は届出をした者とみなす。
- 3 前項に規定する者は、この条例施行の日から30日以内に、北海道公安委員会規則の定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。
- 4 公安委員会は、前項の届出をした者に対しては、金属くず商許可証又は金属くず行商の証を交付しなければならない。
- 5 金属くずの対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引に関しては、平成29年4月1日から同年9月30日までの間は、第12条の規定は適用せず、第13条第1項の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、金属くずの対価の総額が附則第5項の公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合には、当該記載を要しない。」とする。
- 6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成4年条例第62号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第19号）抄

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第36号）

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成12年条例第87号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号「北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例」）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第15号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成29年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
（金属くず商に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の金属くず回収業に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の許可（以下「旧条例許可」という。）を受けている者は、この条例による改正後の金属くず回収業に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の許可を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により新条例第3条の許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし新条例許可者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1年を経過する日までの間に、公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧条例許可に係る旧条例第7条第1項の金属くず商許可証（以下「旧許可証」という。）を添付して、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に新条例第5条第2項の許可証（以下「新許可証」という。）の交付の申

請をしなければならない。この場合において、2以上の営業所について旧条例許可を受けていた者は、全ての旧許可証を添付しなければならない。

4 前項の申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新許可証を交付するものとする。

5 前項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間は、同項に規定する旧許可証は、新許可証とみなす。

(金属くず行商に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定による届出をしている者であつて、旧条例許可を受けていないものは、施行日から1年を経過する日(その者がその日以前に新条例第5条第1項の許可申請書を提出した場合にあつては、新条例第3条の許可又は新条例第5条第3項の規定による通知がある日)までの間は、なお従前の例により、業として、営業所を設けなくて、金属くず回収業に関する条例第2条第1項に規定する金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することができる。

(標識に関する経過措置)

7 旧条例第11条の規定により掲げられた標識は、施行日から1年を経過する日(みなし新条例許可者がその日以前に新条例第5条第1項の許可申請書を提出した場合にあつては、新条例第3条の許可又は新条例第5条第3項の規定による通知がある日)までの間は、新条例第11条の規定により掲げられた標識とみなす。

(みなし新条例許可者に対する許可の取消し等に関する経過措置)

8 みなし新条例許可者に対する新条例第6条の規定の適用については、施行日前の期間は同条例第3号又は第4号の期間に算入せず、かつ、施行日から1年を経過する日までの間は、同条例第2号中「該当していること」とあるのは、「該当し、かつ、金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北海道条例第37号)による改正前の金属くず回収業に関する条例第4条各号に掲げる者のいずれかに該当していること」とする。

9 この条例の施行前にした行為についてのみなし新条例許可者に対する新条例第19条の規定の適用については、同条中「違反し若しくはその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金属くず回収業者がこの条例に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したとき」とあるのは、「違反する行為をした場合において必要があると認めるとき」とする。

(旧条例の規定によりした行為に関する経過措置)

10 旧条例の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧条例の規定によりされている許可の申請その他の行為は、公安委員会規則で定めるところにより、新条例の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新条例の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則)

11 附則第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第23号)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。